

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月25日

水曜日

第4618号

目次

条 例

○富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	3
○公立大学法人富山県立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例	4
○富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例	5
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	9
○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	10
○富山県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	12
○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	13
○富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	
○富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	14
○富山県特別会計条例の一部を改正する条例	15
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	
○富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例	19
○富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例	
○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	20
○富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例の一部を改正する条例	
○富山県食品衛生条例の一部を改正する条例	21
○富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例	22
○富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	23
○富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
○富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例	
○富山県産業技術研究開発センター条例の一部を改正する条例	25
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	

○富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例	26
○富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	27
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	29
○富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	
○富山県営住宅条例の一部を改正する条例	
○富山県流域下水道条例の一部を改正する条例	31
○市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	32
○富山県卸売市場条例を廃止する条例	33

~~~~~  
**条 例**  
 ~~~~~

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、公立大学法人富山県立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員定数条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例、富山県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例、富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例、富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例、富山県特別会計条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例、富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県食品衛生条例の一部を改正する条例、富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例、富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼

保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例、富山県産業技術研究開発センター条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例、富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例、富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、富山県営住宅条例の一部を改正する条例、富山県流域下水道条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例及び富山県卸売市場条例を廃止する条例を公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第1号

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は県の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下この条において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

- イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者 2
- エ 県の職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる県の職員を除く。） 1
- (2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
- ア 警察本部長 2
- イ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第2条の規定は、知事等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

(人事課)

富山県条例第2号

公立大学法人富山県立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の役員の法人に対する損害賠償責任の限度額を定めるものとする。

(損害賠償責任の限度額)

- 第2条 地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員の区分に応じ、当該各号に定める数

を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(企画調整室)

富山県条例第3号

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務（同法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 富山県美術館
- (2) 富山県水墨美術館
- (3) 富山県立山博物館

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(富山県美術館条例の一部改正)

- 2 富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第6条第3号、第7条第1項ただし書、第8条第2項、第10条第1項、第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第15条第1項第5号及び第2項並びに第17条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

- 3 富山県水墨美術館条例(平成10年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条中「富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第6条第3号、第7条ただし書、第8条ただし書、第10条第1項、第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第15条第1項第5号及び第2項並びに第17条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

- 4 富山県立山博物館条例(平成3年富山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第7条第3号、第8条ただし書、第9条ただし書、第10条第1項及び第2項各号列記以外の部分並びに第15条ただし書及び第3号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第18条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際前3項の規定による改正前の富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例(以下「旧富山県美術館条例等」という。)の規定により富山県教育委員会がした指定、承認その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行前に旧富山県美術館条例等の規定により富山県教育委員会に対してなされた承認の申請その他の行為については、前3項の規定による

改正後の富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例（以下「新富山県美術館条例等」という。）の相当規定により知事がした指定、承認その他の行為又は知事に対してなされた承認の申請その他の行為とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧富山県美術館条例等の規定により任命された委員（以下「委員」という。）は、この条例の施行の日に、新富山県美術館条例等の相当規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新富山県美術館条例等の規定にかかわらず、同日における旧富山県美術館条例等の相当規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧富山県美術館条例等の規定により互選された委員長及び副委員長である者は、この条例の施行の日に、新富山県美術館条例等の相当規定により委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

（教・生涯学習・文化財室）

富山県条例第4号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第22項を次のように改める。

22 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（上市町、立山町、入善町及び朝日町に限る。）

- (1) 法第4条第1項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理
- (2) 法第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出の受理
- (3) 法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知
- (4) 法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知

別表第3第3項中第18号を第20号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理
- (12) 法第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理

別表第4第27の2項第23号中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に改め、同項第24号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項第43号を同項第50号とし、同項第39号から同項第42号までを7号ずつ繰り下げ、同項第38号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第44号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (45) 法第25条第5項の規定による報告の要求又は立入検査

別表第4第27の2項第37号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号を同項第43号とし、同項第36号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号を同項第42号とし、同項第35号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (41) 法第25条第1項の規定による指導又は助言

別表第4第27の2項第34号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号を同項第39号とし、同項第33号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (38) 法第24条の4第1項において準用する法第23条第3項の規定による公表

別表第4第27の2項第32号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第36号とし、同項第31号を同項第35号とし、同項第30号を同項第34号とし、同項第29号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同項第33号とし、同項第28号を同項第29号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (30) 法第24条の2第1項の規定による勧告
- (31) 法第24条の2第2項の規定による措置の命令
- (32) 法第24条の2第3項の規定による報告の要求又は立入検査

別表第4第27の2項第27号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号の次に次の1号を加える。

㉗ 法第23条第3項の規定による公表

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第4第27の2項の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1第22項に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後において町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(市町村支援課)

富山県条例第5号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に改める。

第2条の表中

知 事	一般職員（富山県病院事業会計に属する職員を除く。）	3,176人	を
	富山県病院事業会計に属する職員	1,017人	

知 事	一般職員（富山県病院事業会計又は富山県流域下水道事業会計に属する職員を除く。）	3,100人	に、
	富山県病院事業会計に属する職員	1,025人	
	富山県流域下水道事業会計に属する職員	9人	

「74人」を「51人」に、「2,804人」を「2,792人」に、「572人」を「573人」に、「8,044人」を「7,951人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第6号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等
の一部を改正する条例

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項まで」の次に「及び第15条の3第1項」を加える。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援部分休暇」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て支援部分休暇)

第15条の3 子育て支援部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- 2 子育て支援部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
 - 3 子育て支援部分休暇については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条第1

項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援部分休暇」に改める。

（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成18年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、「につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は子育て支援部分休暇（当該職員（育児短時間勤務職員等（同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなつた職員を含む。）をいう。）を除く。）が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項において同じ。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」という。)の次に「又は勤務時間条例第15条の3第1項の規定による子育て支援部分休暇(以下この項及び次項において「子育て支援部分休暇」という。)」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援部分休暇」に改め、同条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て支援部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援部分休暇」に改める。

(人事課)

富山県条例第7号

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第8号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第9号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第3のイの表の備考の1中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第6の(3)のイの表中「又は小学校」を「、小学校又は義務教育学校」に改める。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第42条の2第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第47条の2第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第10号

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年富山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「の小学部、中学部若しくは高等部」を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理等)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会（義務教育諸学校等（市町村立のものに限る。）の教育職員にあつては、市町村教育委員会）の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「の小学部、中学部若しくは高等部」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第11号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の40」を「100,000分の38」に改める。

附則第2項中「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「100,000分の40」を「100,000分の38」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(厚生企画課)